

公益財団法人にいがた産業創造機構 地域中核企業国内販路開拓促進事業実施要領

(趣 旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）は、新潟県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）で、地域におけるサプライチェーンの中核として、県内に協力企業を多く有する企業（以下「地域中核企業」という。）及び地域中核企業を含むグループ（以下「助成対象事業者」という。）の販路開拓を支援することにより、地域中核企業の成長を促進させ、中小企業の受注拡大を図ることを目的として、助成対象事業者が実施する見本市等への出展事業（以下「事業」という。）に関し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、助成対象事業者は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 新潟県内に事業所を有しているもの
- (2) 県内企業5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等の発注実績を有するもの
- (3) 直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上のもの、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上のもの

(助成対象事業)

第2条 この助成金の交付対象事業は、助成対象事業者が、販路開拓のため国内において開催される見本市等への出展とする。ただし、国または地方公共団体や公的機関からの補助・助成を受け出展する見本市等は、この助成金の対象としない。

(助成対象経費)

第3条 この助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

項 目	内 容
会場借上費	出展小間料、ブース借上料、見本市等参加負担金 等
会場設営費	出展小間装飾費、ブース設営費 等
広告宣伝費	見本市等に係る商品パンフレット・ポスター等印刷製本費 等
通信運搬費	顧客DM送料 等
展示品等輸送費	見本市等会場と自社間の展示品・什器輸送費 等
旅費	アテンド職員旅費（地域中核企業のみの出展の場合は2名を、グループによる出展の場合は1社当たり1名を上限とします。）
謝金	専門家謝金 等
委託費	委託契約に基づく委託費（委託費は補助対象金額合計（消費税抜き）の1/2を上限とします。）

(助成金の限度額及び助成率)

第4条 助成金の限度額及び助成率は、次に掲げるとおりとする。

助成対象経費に対する助成率	助成上限額
1/2 以内	①300 万円 (直近決算期における発注額が 5 億円以上の企業)
2/3 以内 (以下の①、②のいずれかに該当するもの)	②200 万円 (直近決算期における発注額が 3 億円以上の企業)
①新製品を用いて、新たな市場・分野の販路開拓を目的とした出展 ②本事業の新規利用企業	③100 万円 (直近決算期における発注額が 1 億円以上 3 億円未満の企業 又は 直近決算 3 期中 2 期における発注額がそれぞれ 1 億円以上の企業)

(交付の条件)

第 5 条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 助成事業の内容の変更（第 8 条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、機構の承認を受けること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、機構の承認を受けること。
- (3) 事業の収入・支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保管すること。
- (4) 事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、機構に報告すること。
- (5) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (6) 機構が別に定める項目について、事業実績を機構ホームページ上で公表することに同意すること。
- (7) 事業終了後、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象事業者は、別記第 1 号様式の申請書を、機構が別に定める日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 7 条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、第 4 条に掲げる要件についての適合性を確認したうえで、別に定める審査会の結果に基づき助成金の交付を決定するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第 8 条 第 5 条第 1 号に規定する軽微な変更は、経費節減等に伴う実績減等とする。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第 9 条 助成対象事業者は、第 5 条第 1 号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 2 号様式による事業変更承認申請書を機構に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、第5条第2号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を機構に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 助成対象事業者は、事業が完了した場合、別記第4号様式による実績報告書を事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

ただし、機構が、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（助成金の請求）

第11条 助成対象事業者は、助成金の額が確定された後、別記第5号様式により、機構に対し助成金を請求するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には速やかに機構に報告しなければならない。

2 機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。